

令和 3 年 5 月 21 日

湯村自動車学校からのお知らせ (No.4)

令和 3 年 4 月 23 日（金）に政府より発出された「緊急事態宣言」に伴い、本県より県民に対してやむをえない事情を除き、その対象地域への移動自粛協力要請が発出されました。それ以外の移動先についても感染状況を踏まえて慎重に判断するよう協力要請がありました。**また、5 月 21 日に沖縄県が新たに追加されました。**

これを受け、やむをえない事情を除き「緊急事態宣言」対象地域または感染が多い地域に移動された方は、本県に戻られてから 2 週間を経過からの教習等（入校・検定・講習を含む）とさせていただきます。

尚、教習等を受けられる 2 週間前に体調不良・異常（発熱、風邪症状、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚・嗅覚の異常等）があった場合には来校を控えて下さい。

くれぐれも「緊急事態宣言」対象地域及び感染の多い地域への外出は控えるとともに、外出された場合には、ご申告の程よろしくお願い申し上げます。

この件に対する予約変更につきましては、可能な限り対応をさせていただきますが、スケジュールが遅れることが予測できますので、予めご理解とご了承の程を賜りますよう合わせてお願い致します。

※令和 3 年 5 月 23 日現在 「緊急事態宣言」対象地域

東京都・大阪府・京都府・兵庫県（継続）

愛知県・福岡県（5 月 7 日追加）

北海道・岡山県・広島県（5 月 14 日追加）

沖縄県（5 月 21 日追加）